特定販売の方法等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則

発令: 昭和36年2月1日厚生省令第1号

最終改正:平成30年1月19日号外厚生労働省令第6号

改正内容:平成29年10月5日号外厚生労働省令第107号[平成30年1月31日]

薬局 (特定販売の方法等)

第十五条の六 薬局開設者は、特定販売を行う場合は、次に掲げるところにより行わなければ ならない。

- 一 当該薬局に貯蔵し、又は陳列している一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品を販売し、 又は授与すること。
- 二 特定販売を行うことについて広告をするときは、インターネットを利用する場合はホームページに、その他の広告方法を用いる場合は当該広告に、別表第一の二及び別表第一の 三に掲げる情報を、見やすく表示すること。
- 三 特定販売を行うことについて広告をするときは、第一類医薬品、指定第二類医薬品、第 二類医薬品、第三類医薬品及び薬局製造販売医薬品の区分ごとに表示すること。
- 四 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、都道府県知 事及び厚生労働大臣が容易に閲覧することができるホームページで行うこと。

店舗販売業(特定販売の方法等)

- 第百四十七条の七 店舗販売業者は、特定販売を行う場合は、次に掲げるところにより行わなければならない。
 - 一 当該店舗に貯蔵し、又は陳列している一般用医薬品を販売し、又は授与すること。
 - 二 特定販売を行うことについて広告をするときは、インターネットを利用する場合はホームページに、その他の広告方法を用いる場合は当該広告に、別表第一の二及び別表第一の 三に掲げる情報を、見やすく表示すること。
 - 三 特定販売を行うことについて広告をするときは、第一類医薬品、指定第二類医薬品、第 二類医薬品及び第三類医薬品の区分ごとに表示すること。
 - 四 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、都道府県知事及び厚生労働大臣が容易に閲覧することができるホームページで行うこと。

別表

別表第一の二(第十五条の六、第十五条の十四、第百四十七条の七、第百四十七条の十二関係) 第一 薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項

- 一 許可の区分の別
- 二 薬局開設者又は店舗販売業者の氏名又は名称その他の薬局開設の許可証又は店舗販売 業の許可証の記載事項
- 三 薬局の管理者又は店舗管理者の氏名
- 四 当該薬局又は店舗に勤務する薬剤師又は第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売 者若しくは同項の登録販売者の別、その氏名及び担当業務

- 五 取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分
- 六 当該薬局又は店舗に勤務する者の名札等による区別に関する説明
- 七 営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品の購入又は譲受けの申込みを受理する時間
- 八 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先
- 第二 要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項
 - 一 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の定義並びにこれらに関する解説
 - 二 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の表示に関する解説
 - 三 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の情報の提供及び指導に 関する解説
 - 四 要指導医薬品の陳列に関する解説
 - 五 指定第二類医薬品の陳列(特定販売を行うことについて広告をする場合にあつては、当 該広告における表示。七において同じ。)等に関する解説
 - 六 指定第二類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定第二類医薬品の 禁忌を確認すること及び当該指定第二類医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に 相談することを勧める旨
 - 七 一般用医薬品の陳列に関する解説
 - 八 医薬品による健康被害の救済に関する制度に関する解説
 - 九 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置
 - 十 その他必要な事項
- 別表第一の三 (第十五条の六、第百四十七条の七関係)
 - 一 薬局又は店舗の主要な外観の写真
 - 二 一般用医薬品の陳列の状況を示す写真
 - 三 現在勤務している薬剤師又は第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売者若しくは 同項の登録販売者の別及びその氏名
 - 四 開店時間と特定販売を行う時間が異なる場合にあつては、その開店時間及び特定販売を行う時間
 - 五 特定販売を行う薬局製造販売医薬品(毒薬及び劇薬であるものを除く。)又は一般用医薬品の使用期限